

実施方針等に係る質問書に対する回答

■実施方針

No	資料名等	項目	該当箇所							質問	回答
			頁	1	(1)	ア	(ア)	①	a)		
1	実施方針	事業の範囲 施設整備業務	2	1	(1)	オ	(ウ)	①	(a)	事前調査業務の具体的な調査業務についてご教授ください。また、土壌汚染対策の調査については、地歴調査までを見込み、その後の対応については、別途工事という解釈でよろしいでしょうか。	事業者の判断により、必要に応じて地盤調査や配管調査、近隣調査などを見込んでください。土壌汚染の調査についてはご理解のとおりです。
2	実施方針	事業の範囲 施設整備業務	2	1	(1)	オ	(ウ)	①	(e)	道路工事新設する場合、開発行為に該当しますでしょうか。また、開発行為に該当する場合、工期が間に合わない可能性がございます。その際は、事業スケジュールの修正をお願いできますでしょうか。	開発許可申請の可否については開発指導課にお尋ねください。現時点では開業時期の変更は考えていません。
3	実施方針	事業の範囲 施設整備業務	2	1	(1)	オ	(ウ)	①	(i)	学校配膳室改修業務において、参考資料9の改修計画概要の改修内容は必須の項目と考えてよろしいでしょうか。	参考資料9の概要は市の想定です。改修範囲を含め具体的な計画は事業者の提案に委ねるものとします。
4	実施方針	事業の範囲 施設整備業務	2	1	(1)	オ	(ウ)	①	(i)	学校配膳室改修業務において、「必要備品の新設」とは具体的にどのような物を想定すればよろしいでしょうか。	要求水準書P.40の(11)学校配膳室改修業務表2-7に具体的に示しています。
5	実施方針	事業の範囲 施設整備業務	2	1	(1)	オ	(ウ)	①	(i)	学校配膳室改修業務における、参考資料9の改修計画概要の改修について、事前調査によっても把握できなかった追加改修が発生した場合の費用及び工期延長等の協議は出来るものと解釈してよろしいでしょうか。(例えば、厨房機器撤去に伴い床の補修が発生等)	「事前調査によっても把握できなかった追加改修」の内容により協議します。ただし給食提供開始時期の変更はしないことが原則です。
6	実施方針	事業者の収入	4	1	(1)	オ	(オ)			昨今の建設資材や物価高騰により建設費や人件費が上昇しておりますので、これらの上昇も加味した予定価格の設定をお願いいたします。	ご意見として承ります。
7	実施方針	事業者の収入	4	1	(1)	オ	(オ)			割賦金利の基準金利について、日銀の政策金利の引き上げに伴い、今後更に基準金利が上昇する可能性がございますので、金利により事業費が圧迫されないよう提案時の基準金利の基準日は募集要項等の公表時点のものではなく、予定価格を算定した時点のものとしていただきますようご検討をお願いいたします。	予定価格は質問の趣旨を考慮したものとなっています。
8	実施方針	事業者の収入	4	1	(1)	オ	(オ)	①		「一定の額について、本施設の引き渡し時に建設一時金として事業者へ一括支払いを行う」とありますが、一定額はどの程度を想定しておられますでしょうか。	募集要項等の公表時に具体的にお示ししますが、交付金相当額及び施設整備費に係る消費税及び地方消費税分を想定しています。
9	実施方針	事業の実施スケジュール	4	1	(1)	オ	(キ)			解体・設計・建設期間が短く感じます。週休2日を見込んだ期間で算定されていますか。	週休2日を見込んだ期間として算定しています。なお、事業者の提案によって開業準備期間を多少変更するなどの対応は可です。
10	実施方針	事業の実施スケジュール	4	1	(1)	オ	(キ)			解体設計は契約課が発注する委託業務での発注を予定されていますか。解体設計を本事業外で発注して設計しないと、解体設計・建設期間が不足することが考えられます。	解体設計は特に求めませんが、埋設物等残置物が無いようにしてください。
11	実施方針	募集及び選定スケジュール	7	2	(3)					4月下旬に実施予定の競争的対話ですが、1回目の質疑受付後での実施をご検討頂くことは可能でしょうか。各スケジュールの事情も十分に理解してはいますが、貴市の意向を最大限反映できるようご検討をお願い致します。	ご意見として承りますが、原案のスケジュールに沿って進めます。
12	実施方針	参加資格審査書類の受付、参加資格審査結果の通知	9	2	(4)	オ				「市は、提出された参加表明書等を審査した上で必要があると判断した場合は、期限日(以下、「参加資格確認基準日」という。)までに当該参加表明書等の補正若しくは再提出又は追加書類の提出を求めることがある。」とあり、「参加資格確認基準日」は参加表明書等提出後の日付と理解しておりますが、具体的な日付をお示し頂けますでしょうか。	参加資格審査結果の通知の日を想定しています。

No	資料名等	項目	該当箇所						質問	回答
			頁	1	(1)	ア	(ア)	①		
13	実施方針	競争的対話の実施	9	2	(4)	カ			選定スケジュールにおいて競争的対話の実施を4月下旬に予定されているかと思いますが、こちらの内容についてどのようなことを想定しておりますでしょうか。また実施する時期が4月下旬となると、提案書の提出が6月下旬ということもあり貴市の想いを提案書に反映する事が困難となる可能性があるため、時期の変更をご検討いただけますでしょうか。	参加資格審査確認後の応募者(コンソーシアム)ごとに、主に応募者の検討状況や疑問に関する対話を想定しています。時期についてはNo.11の回答をご確認ください。
14	実施方針	基本協定の締結	10	2	(4)	ケ			基本協定書について、独占禁止法違反及び談合等により違約金が課される場合、本事業において独占禁止法違反及び談合等を行った場合に限定していただけますようご検討をお願いいたします。本事業に限定されない場合、構成企業、協力企業、特に地元企業にとってリスクが過大となり、本事業への参加が困難となる可能性がございます。	いただいたご意見について、今後公表する基本協定案にて反映する予定です。
15	実施方針	基本協定の締結	10	2	(4)	ケ			基本協定書について、構成企業及び協力企業が自己の請負または受託する業務以外のリスクを負う可能性がある場合は参入障壁が高くなるため、基本協定書における違約金は連帯債務ではなく帰責企業がリスクを負担する建付け(帰属責任を有するものが連帯して負担等)としていただきますようご検討をお願いいたします。	ご意見として承ります。
16	実施方針	基本協定の締結	10	2	(4)	ケ			基本協定書について、事業契約において基本協定書と同様の事由による違約金が想定されるケースが一般的かと存じますので、基本協定書における違約金は、事業契約締結前までに違約金の発生事由に抵触した場合に課される形としていただけますでしょうか。	いただいたご意見について、今後公表する基本協定案にて反映する予定です。
17	実施方針	応募者の備えるべき参加資格要件	12	2	(6)				FA業務やSPC管理業務を担う企業を構成員とする際の参加資格要件は、「ア 共通の参加資格要件」を満たせばよい認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
18	実施方針	個別の参加資格要件	13	2	(6)	イ			FA業務で参加する場合、設計・工事管理・維持管理及び運営のどの業務に該当するでしょうか。	その他の業務とし、共通の参加資格要件以外の個別の参加資格要件は求めません。
19	実施方針	個別の参加資格要件	13	2	(6)	イ	(ア)		「設計業務を行う者設計業務を行う者は、以下に示す要件について、いずれにも該当すること。」と記載されておりますが、「設計業務を行う者は、以下に示す要件について、いずれにも該当すること。」の誤記載ではないでしょうか。	ご指摘のとおりです。11月20日時点で修正版をアップロードしています。
20	実施方針	参加資格要件	13	2	(6)	イ	(ア) (イ)		参加資格要件にて各構成員に求められる実績については、会社実績のみと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
21	実施方針	地域経済への配慮	15	2	(6)	ウ			構成企業及び協力企業に、市内に本社・本店等を置く市内企業を加えるとありますが、営業所・出張所等は含まれると考えてよろしいでしょうか。	営業所・出張所は含まれません。
22	実施方針	リスク分担	17	3					光熱水費の変動において、事業者の責でない外的要因により電気料金・水道料金等の単価が上昇した場合のリスクは、「市」のリスクとして理解してよろしいでしょうか。	光熱水費の負担、支払いは市が行う業務です。
23	実施方針	保険の付保	17	3	(1)	ウ			事業者は、市が付保を義務付ける保険を含めとありますが、義務付ける保険をご教授ください。	募集要項等で示します。
24	実施方針	事業者の責任の履行に関する事項	17	3	(2)				「契約保証金を納付するものとする。(契約金額の10%以上。補償金に代わる保証等も可とする。)」とありますが、総事業費の1割となりますと事業費に大きく影響し、事業者の負担が非常に大きいと感じます。同様のPFI案件で多く採用されています施設整備期間は「施設整備費の100分の10以上」、維持管理運営期間は「維持管理運営費の1年分の100分の10以上」、もしくは「免除」に変更して頂けないでしょうか。	詳細は事業契約書案に記載しますが、ご提案のとおり、 ・施設整備期間は「施設整備費の100分の10以上」 ・維持管理運営期間は「維持管理運営費の1年分の100分の10以上」とする想定です。

No	資料名等	項目	該当箇所							質問	回答	
			頁	1	(1)	ア	(ア)	①	a)			
25	実施方針	表1 リスク分担表 (案)	19 ～ 21	3							「表1リスク分担表(案)」に記載のある、リスク分担△印の意味はどのように解釈すればよろしいでしょうか。	一定の費用負担等を求める協議が行われる可能性がある項目です。
26	実施方針	表1 リスク分担表 (案) 第三者賠償 リスク	19	3						No.11・12	No.11,12の第三者賠償リスクについて、事業者が適切に業務を実施していたにも関わらず、事業者側で対応するべき業務の範囲を超えた事象により第三者への賠償が発生した場合、(例えば、事業者で修繕するべき範囲を超えた施設の劣化を起因とした第三者への賠償等)については、事業者は責任を免れるという理解でよろしいでしょうか。	個別具体の状況に関しては協議の上決定します。
27	実施方針	表1 リスク分担表 (案) 不可抗力リスク	19	3						No.16・17	No.16,17の不可抗力リスクについて、一定の金額までは事業者負担とした場合、不可抗力を事由とする建物や機械の修繕費用(設備入替等)は所有者である貴市が全額負担し、事業者の費用負担の範囲は維持管理業務に係る費用に限定して頂くようご検討をお願いいたします。	ご意見として承ります。
28	実施方針	表1 リスク分担表 (案) 不可抗力リスク	19	3						No.16・17	「一定の金額」とありますが、募集要項等に具体的な金額等の基準をお示し頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
29	実施方針	表1 リスク分担表 (案) 不可抗力リスク	19	3						No.16・17	不可抗力リスクにおいて「一定金額を超える部分」との記載がありますが、想定されている一定金額についてご教授ください。	No.28の回答をご確認ください。
30	実施方針	表1 リスク分担表 (案) 物価変動リスク	19	3						No.18	No.18の物価変動リスクについて、建設期間中の物価改定で施設整備費の増額に伴い、建中ローンの調達額が増加する場合、増加分の金利は貴市にて負担いただくようご検討をお願いいたします。	ご意見として承ります。
31	実施方針	表1 リスク分担表 (案) 物価変動リスク	19	3						No.18・19	「一定の範囲」とありますが、募集要項等に具体的な金額等の基準をお示し頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
32	実施方針	表1 リスク分担表 (案) 物価変動リスク	19	3						No.18・19	「建設期間中における一定の範囲を超える」との記載がありますが、具体的な金額又は比率についてご教授ください。	No.31の回答をご確認ください。
33	実施方針	表1 リスク分担表 (案) 物価変動リスク	19	3						No.18・19	物価変動に関するスライド協議については、全体スライド、インフレスライド、単品スライドとあります。急激なインフレーションについてはインフレスライドを適用し、緩やかなインフレには全体スライドを適用されるのでしょうか。また、単品スライドの併用は可能でしょうか。運用方針についてご教授ください。	原則として全体スライドを適用します。ただし、極端な物価変動があり、単品スライドを適用することに合理的な理由がある場合は協議します。
34	実施方針	表1 リスク分担表 (案) 物価変動リスク	19	3						No.18・19	為替変動に伴うコストリスクは物価変動リスクに含まれておりますでしょうか。	ご理解のとおりです。
35	実施方針	表1 リスク分担表 (案) 用地リスク	19	3						No.34	市が公表した資料から合理的に予測できる土壌汚染及び地中障害に限り受注者負担とありますが、合理的に予測できる状況とはどのような状況が想定されておりますでしょうか。今後、資料が公開されるのでしょうか。	従前の用途は住宅・中学校等であり、土壌汚染の可能性は高くないと考えています。地中障害については、公表している既存図等から予測できる基礎・配管等を想定しています。現時点で新たに提供できる資料はありません。
36	実施方針	表1 リスク分担表 (案) 技術革新リスク	20	3						No.48	「技術革新等に伴う施設設備の陳腐化」とは具体的にどのようなリスクが該当しますでしょうか。より優良な製品が発売されて旧品が陳腐化したリスクは含まれますでしょうか。	例えば新技術が登場し既存の設備が相対的に性能低下とみなされる場合や、古い設備の部品調達難・運用コスト増大などが該当します。

No	資料名等	項目	該当箇所						質問	回答
			頁	1	(1)	ア	(ア)	(1)		
37	実施方針	表1 リスク分担保 (案) 施設の 性能維持リスク	20	3					No.51 「配膳室は除く」との記載がありますが、改修工事の施設における瑕疵保証について、事業にて改修した部分については受注者にてリスク負担するということでしょうか。また、その場合は引き渡し後2年を瑕疵保証期間と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
38	実施方針	表1 リスク分担保 (案) 施設損傷リスク	20	3					No.52 施設の劣化に対して、事業者が適切な維持管理業務を実施しなかったこと及び維持管理不備に起因するものとありますが、倉敷市の適切な維持管理業務指針があれば、ご教授ください。	お示しできるものではありません。要求水準書に準じてご提案ください。
39	実施方針	表1 リスク分担保 (案) 給食数増減 リスク	20	3					No. 58 ～ 61 「一定以上の給食数」とありますが、募集要項等にて具体的な数字等の基準をお示し頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
40	実施方針	表1リスク分析 表(案)	20	3					No.74「物価、計画変更等以外の要因による運搬費用の増大(交通事情の悪化による運送費増加など)」についてですが、近隣に大規模な工場が誘致されたための交通事情の悪化等、事業者に非のない運搬費増大も考えられますので、負担者についてはその場合を考慮して市の負担もご検討頂けませんでしょうか。	交通事情の悪化等が予想される場合には、運搬費増大が出ないよう対応策を検討してください。なお、想定外の出来事については、別途協議します。
41	実施方針	公共施設等の 立地並びに規 模及び配置に 関する事項	22	4	(1)	イ			建設予定地は第二種住居地域であることから、同地に学校給食センターを建設するためには、建築基準法第48条第5条ただし書きの許可が必要と思われます。許可に際して実施される公聴会及び建築審査会の開催時期は、設計工程に影響しますので、事業者が要望する日時で開催されるものと解してよろしいでしょうか。また、開催時の事業説明は貴市及び事業者にて行うことよろしいでしょうか。	公聴会や建築審査会を含めた建築基準法第48条ただし書きについては、所管する建築指導課と協議のうえ進めてください。なお、本事業を通じ、市は発注者として必要に応じて協力します。

実施方針等に係る質問書に対する回答

■要求水準書(案)

No	資料名等	項目	該当箇所							質問	回答
			頁	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)		
1	要求水準書(案)		-							既存施設解体業務の要求水準が見当たりません。必要ではないでしょうか。	各種法令等を遵守するとともに、適切に環境対策及び地域住民への安全対策等を行ってください。また、埋設物等残置物が無いようにしてください。
2	要求水準書(案)	食育の推進、地産地消への取組	1	1	(2)	イ				「デジタル配信の活用」とありますが、現在行われている配信があればお教えください。また、今後行っていきたい配信等があればお教えください。	Googlemeetを活用して給食時間での配信を行っています。オンライン会議システムを用いた授業や調理場見学などを想定しており、その他については事業者の提案に委ねるものとします。
3	要求水準書(案)	食育の推進、地産地消への取組	1	1	(2)	イ				「防災教育と連携した新しい食育」とありますが、現在行われている連携例があればお教えください。また、今後行っていきたい連携等があればお教えください。	各学校にて、学区の防災安全マップや、地域で起こりうる水害や土砂災害リスクについて学び、マイトタイムラインの作成を行うなど防災・災害に関する学習や避難訓練などを行っています。
4	要求水準書(案)	敷地概況	7	2	(2)	エ	(エ)			敷地内の既存施設は本事業ですべて解体・撤去とありますが、植栽等を一部残置することは可能でしょうか。	「不可」とします。
5	要求水準書(案)	敷地概況	7	2	(2)	エ	(カ)			「本施設1階床面の高さが現状地盤面より概ね1.0m以上高い位置」とありますが「概ね」とは記載の数値の80～90%以上の理解で良いでしょうか。	「概ね」を削除します。また、参考資料2「敷地範囲図」に現状地盤面を示します。
6	要求水準書(案)	供給能力	9	2	(3)	イ				表2-1 配送校及び令和6年度現在の食数合計食数について100食少ないようですが、ご記載の配送校をご教示ねがいます。また、資料6.生徒数一覧の合計クラス数と差異がありますが、クラス数は要求水準書の数値でよろしいでしょうか。	表2-1の合計が誤りでしたので訂正します。特別支援学級は、複数の学級が集まって1つの教室で食事が多いようです。食缶数検討のためのクラス数については要求水準書を正とし、通常学級数+1とさせていただきます。
7	要求水準書(案)	事業期間を通じた食数推移	9	2	(3)	イ	(ウ)			食数減少の想定とありますが、食数の減少見込みをご教示ください。	具体的にお示しできる資料はありません。本事業にあたっては、倉敷市人口推計業務報告書(平成27年3月)をもとに検討しています。
8	要求水準書(案)	事業期間中の配送校の組み替えや追加	9	2	(3)	イ	(エ)			事業期間中の配送校の組み換えや追加の中で、追加については配送車両及び車両に係る経費(車検・税金・燃料等)の増額が見込まれると考えます。原則、市の負担とするとの記載がありますが、市の全額負担と理解すれば宜しいでしょうか。また、追加する事で提供食数と配缶学級数等を上回ることがないような調整は行っていただけるのでしょうか。それと調理場設置機器等の生産能力を超える事もないと考えれば良いでしょうか。	追加経費については、原則、市の全額負担を想定しています。また、本提案においては提供食数を上回らず、調理能力を超えることもないとして検討してください。実際には、配送校の組み換えや追加については詳細未定のため、具体的な対応は協議のうえで決定します。
9	要求水準書(案)	献立方式等	9	2	(3)	ウ				「小学校・中学校:2献立」とございますが、配送校の振り分け等ございますでしょうか、または、4,000食×2献立と想定したほうがよろしいでしょうか。調理機器能力を検討する上で参考としたいため、ご教示ねがいます。	対象校が小学校のみの献立と、小学校・中学校が混在する献立を想定しています。1コース当たりの最大食数は4,000食以下の想定です。
10	要求水準書(案)	献立方式等	9	2	(3)	ウ				「小学校・中学校:2献立制」とありますが、内訳は「小学校で1献立、中学校で1献立」ではなく、4000食×2コース(小中混在)でよろしいでしょうか。(=1コース当たりの最大食数は4000食)。また、配送対象校が追加となった場合でも、1コース当たりの最大食数は4000食を超えないとの理解でよろしいでしょうか。異なる場合は、2献立の学校の分け方、食数をご提示ください。	No.9の回答をご確認ください。
11	要求水準書(案)	献立方式等	9	2	(3)	ウ				2献立の対象は焼物と揚物の想定でよいでしょうか。またその食数内訳は小学校と中学校、それぞれ何食で振り分けて2献立でしょうか。	副食3品×2コースの計6品の中で「揚げ物機で調理する揚物メニューの重複」と「スチームコンベクションオープンで調理する焼き物又は蒸し物メニューの重複」はありません。後段については、No.9の回答をご確認ください。
12	要求水準書(案)	献立方式等	9	2	(3)	ウ				2献立について、A揚物・B揚物やA焼物・B焼物、A蒸物・B蒸物は無く調理方法が重なることはないという理解でよろしいでしょうか?	No.11の回答をご確認ください。

No	資料名等	項目	該当箇所							質問	回答	
			頁	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)			
13	要求水準書(案)	献立方式等	9	2	(3)	ウ					小学校・中学校:2献立とのことですが、主菜は揚げ物+焼き物or蒸し物の2献立で、揚げ物+揚げ物の2献立及び焼き物+焼き物(蒸し物)の2献立は行わないとの認識でよろしいでしょうか。	No.11の回答をご確認ください。
14	要求水準書(案)	建物敷地境界	10	2	(4)	イ	(イ)	b			フェンス(及び門扉)の高さは、他事例同様にH=1.5m以上で「外部からの進入を防ぐ」ことが可能との理解で良いでしょうか。	フェンス・門扉の高さはご提案に委ねます。
15	要求水準書(案)	建物敷地境界	10	2	(4)	イ	(イ)	d			西側道路は、敷地境界線内から内側に拡幅整備を実施すると記載されていますが、参考資料2・敷地範囲図2枚目の西側道路・横断面図には、既存道路の改修は不要と記載されています。拡幅部分だけの整備を行った際には、既存道路との、取り合い部分と、北側新設道路との交差点部を含めた整備が必要と思いますが、どの様にお考えでしょうか。	西側道路には蓋掛け水路があるため、既存道路を改修することは困難です。については拡幅する道路(歩道)は既存道路の高さ等を考慮した計画としてください。ただし、北側新設道路との交差点部は交通規制課等との交差点協議により、必要な整備は行ってください。
16	要求水準書(案)	建物敷地境界	10	2	(4)	イ	(イ)	d			西側道路は、敷地境界線内から内側に拡幅整備を実施すると記載されていますが、参考資料2・敷地範囲図1枚目の、道路新設及び道路拡幅を含む想定施工面積約10,500㎡には、北側新設道路より北側の部分も含まれていますが、この部分(622-1,623-1,657-4番地先)も拡幅整備対象箇所でしょうか。P8,2(2)オ周辺道路状況には、「敷地北側を除く西側の歩道拡幅を実施する。」と記載があります。	ご理解のとおりです。要求水準書P.8の「敷地北側を除く」を削除します。
17	要求水準書(案)	建物敷地境界	10	2	(4)	イ	(イ)	d			拡幅後は「公道としての歩道」になりますでしょうか。また、後述の「倉敷市市道編入基準」の対象となりますでしょうか。	事業完了後は分筆して道路管理者へ引き継ぎます。また、倉敷市市道編入基準の対象となります。
18	要求水準書(案)	建物敷地境界・新設道路	10	2	(4)	イ	(イ)(ウ)				新設及び拡幅した道路部分の用地は、分筆するのでしょうか。倉敷市役所内の担当課で、区域変更等、用地の管理の所管換えて処理をするので、分筆は不要であるとも伺っていましたが。	事業完了後は分筆して道路管理者へ引き継ぎます。
19	要求水準書(案)	新設道路	10	2	(4)	イ	(ウ)	a			新設道路及び西側道路の歩道を設計する為の基準点測量・路線測量等の道路測量は、市で実施済でしょうか、実施済の場合は、測量成果を貸与願います。未実施の場合は、事業者の負担で実施するのでしょうか。	道路測量は実施していません。必要に応じて事業者が実施してください。
20	要求水準書(案)	新設道路	10	2	(4)	イ	(ウ)	b			本プロポーザルに特定後、新設道路の道路設計を実施する際、東西の市道交差点整備に関して、道路管理者と協議を実施した結果、交差点設計等の業務が追加となる場合は、増加した設計費用については、追加変更の対象となりますでしょうか。	事業者による道路管理者・交通規制課等との交差点協議は当初から想定の上で提案してください。
21	要求水準書(案)	新設道路	10	2	(4)	イ	(ウ)	b			新設道路の工事費については、道路管理者と協議を行い、東西の交差点整備が必要な場合、その費用も含めて、すべて、外構工事として、提案価格に含まれるのでしょうか。交差点協議には、不測の日数や道路設計の図面等の協議資料も必要となりますので、新設道路整備については、提案価格に含めず、特定後、事業者と随意契約として頂けないでしょうか。	前段について、新設道路整備にかかる費用も含めて提案してください。後段について、別途随意契約する予定はありません。
22	要求水準書(案)	屋外照明	11	2	(4)	イ	(カ)	a			「～照明による近隣に及ぼす影響の最小化を図り～」 「なお、屋外照明の照度基準は、安全・安心まちづくり推進要綱(警視庁)に準拠すること。」とありますが、該当する箇所は「駐車・駐車場」との理解で良いでしょうか。 また、同要綱は不特定多数の方が利用する公の場の要綱のため、利用者が特定となる共同調理場は、駐車場(500㎡以上)の車路10lx以上について、駐車エリア2lx以上と同等と捉えて宜しいでしょうか。 加えて、敷地内側へ拡幅する歩道は、要綱の道路3lx以上とするとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
23	要求水準書(案)	平面計画・断面計画	13	2	(4)	イ	(ク)				表2-2 野菜切裁室は、コーナーとしてもよろしいでしょうか。	「可」としますが、切裁後の食材が滞留しないよう、運搬車や移動台が移動できるだけの広さを確保すること、加熱調理後の食材が混在しないことにも十分配慮してください。

No	資料名等	項目	該当箇所							質問	回答
			頁	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)		
24	要求水準書(案)	平面計画 ・断面計画	13	2	(4)	ウ	(ク)			野菜切裁スペースの有効活用と、他の調理室へのスムーズな作業動線確保のため、煮炊き調理室と一体で計画してもよろしいでしょうか。	No.23の回答をご確認ください。
25	要求水準書(案)	平面計画 ・断面計画	13	2	(4)	イ	(ク)			表2-2 和え物準備室は、コーナーとしてもよろしいでしょうか。	「不可」とします。
26	要求水準書(案)	平面計画 ・断面計画	12	2	(4)	ウ	(ク)			食缶等(コンテナ)回収用風除室とありますが、ドックシェルターを設置するため、施設計画におけるスペースの有効活用のため、風除室は設置しなくてもよろしいでしょうか。	ドックシェルター等の設置により、外部から虫や埃が施設内に流入しない対策が講じられていれば可とします。
27	要求水準書(案)	平面計画 ・断面計画	13	2	(4)	ウ	(ク)			食缶等(コンテナ)回収用風除室は、汚染作業区域になりますので、気密性の高いドックシェルターを計画し外部からの虫や埃が施設内に流入しない対策を講じれば、洗浄室と一体としてコーナーとするなど事業者の提案でよろしいでしょうか。	No.26の回答をご確認ください。
28	要求水準書(案)	平面計画 ・断面計画	13	2	(4)	ウ	(ク)			卵処理については、冷凍液卵の解冻処理作業になりますので、衛生的な運用できる区画とすれば、必ずしも室するのではなくコーナーとして計画してもよろしいでしょうか。	アレルギーとしての動線等、他の食材と交差しないよう運用できるのであればコーナーとして可とします。
29	要求水準書(案)	平面計画 ・断面計画	13	2	(4)	ウ	(ク)			豆腐・練り製品処理室は、野菜下処理室内の一角に袖壁を立てて区画するなどの対応で、衛生的な運用できる区画とすることで、必ずしも室するのではなくコーナーとして計画してもよろしいでしょうか。	「不可」とします。室としての運用を想定しています。
30	要求水準書(案)	平面計画 ・断面計画	13	2	(4)	ウ	(ク)			重汚物特別洗浄室は、ノロウイルス発生時の食器・食缶・コンテナの消毒作業として、シャッターやスライディングウォールなどで一時的に区画できる設備を設けることで、水やウイルスの飛散を防ぐことが可能であれば、必ずしも室するのではなくコーナーとして計画してもよろしいでしょうか。	「不可」とします。重汚染特別洗浄室設置の目的を考慮し、室での運用とします。
31	要求水準書(案)	平面計画 ・断面計画	13	2	(4)	ウ	(ク)			添え物仕分け室については、市内の別のセンターでは作業性・スペースの確保を考慮してコーナーとして計画している事例もあります。必ずしも室するのではなくコーナーとして計画してもよろしいでしょうか。	衛生的に運用できれば可とします。
32	要求水準書(案)	平面計画 ・断面計画	12	2	(4)	ウ	(ク)	e		野菜切裁室及び各調理室は、カメラを通じて調理器具及び作業の様子を視認できるように配慮しとの記載があります。各調理室とはすべての調理室にカメラの設置が必要との理解でしょうか。または、事業者の提案で宜しいでしょうか。	全ての調理室にカメラを設置することを想定しています。
33	要求水準書(案)	表2-2 主要諸室 区域区分	13	2	(4)	ウ	(ク)	b		「泥落とし室・皮むき室」は、区画された室では無く「泥落としコーナー」としての整備も可能でしょうか。	「不可」とします。
34	要求水準書(案)	表2-2 主要諸室 区域区分	13	2	(4)	ウ	(ク)	b		卵処理室(冷凍液卵使用)は、区画された室では無く「卵処理コーナー」としての整備も可能でしょうか。	No.28の回答をご確認ください。
35	要求水準書(案)	表2-2 主要諸室 区域区分	13	2	(4)	ウ	(ク)	b		重汚染特別洗浄室は、区画された室では無く、使用時にシャッター等で区画可能な形態での整備も可能でしょうか。	No.30の回答をご確認ください。
36	要求水準書(案)	外構計画 構内通路、駐 車場等	14	2	(4)	ウ	(ニ)	a	(d)	維持管理・運営業務の遂行のために、調理従事者などが事業用地内に整備する事業者用駐車場に車両を駐車する場合、事業者用の駐車場は無償で使用できるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	資料名等	項目	該当箇所						質問	回答	
			頁	1	(1)	ア	(ア)	a			(a)
37	要求水準書(案)	発電設備等	18	2	(4)	オ	(セ)	b	(j)	発電設備等について確認いたします。 太陽光発電設備等を設置する場合、市への所有権の有無に拘らず(リース、PPAモデル等)と記載がありますが、リース及びPPAモデル契約を行った場合に、初期費用の無償・保守メンテは業者(メーカー)負担と理解しています。その場合、毎月の電気料金に含まれた中で償却していくケースと捉えていますが、光熱費は市の負担となつていきますので、不都合が生じると考えます。導入にあたっての初期費用及びメンテナンス費用を積算計上した上での設置(案)と考えれば宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
38	要求水準書(案)	発電設備等	18	1	(4)	オ	(セ)	b	(j)	太陽光発電システム等の発電設備で同規模の給食センターの電気使用量の30分データをご教授頂けませんか。	提供できる資料はありません。
39	要求水準書(案)	換気・空調設備	19	2	(4)	オ	(ソ)	b	(a)	「床下ピット内でもメンテナンスができるよう、床下ピットにも換気扇を設ける。」とありますが、一般的には作業時にポータブルファン+ダクトを持ち込んで「酸素欠乏危険作業」に知見を持つ方での作業となります。仮に常設とする場合には「建築基準法」「厚生労働法」など準拠する法規及び採用する基準値等をお教えください。	常設とするか作業時の仮設とするかは提案に委ねます。酸素欠乏症等防止規則等に従い適切に対応ください。
40	要求水準書(案)	換気・空調設備	19	2	(4)	オ	(ソ)	b	(a)	「給食エリアから発生する臭気が～高性能脱臭装置を設けるなど～設備を導入する。」とあります。また、P20(d)排水設備の項には「除害施設は～さらに、脱臭装置を設けるなど、敷地境界の臭気指数が「悪臭規制のあらまし」に基づく指導基準を超過することがないよう悪臭の漏出を防止する」の記載があります。「高性能脱臭装置」と「脱臭装置」における「高性能」はどのような違いとなりますでしょうか。	具体的な性能を定めるものではありません。ただし、発生する臭気が近隣に及ぼす影響がないように、周辺環境に十分配慮した設備を導入してください。 「高性能」を削除し、要求水準書を修正します。
41	要求水準書(案)	給水・給湯設備	19	2	(4)	オ	(ソ)	b	(b)	「食材の水冷用として冷却水が供給できる設備を、和え物準備室等に配置する。」とありますが「冷却水」はチラー等で冷却した「冷水」ではなく、上水道から受水槽を経て供給される水との理解で宜しいでしょうか。	チラー等で冷却した「冷水」を想定しています。ただし、食材を直接冷却する場合は飲用可の水とします。
42	要求水準書(案)	食材搬入用 プラットフォーム ・荷受室	21	2	(4)	カ	(チ)	a	(a)	「搬入口・荷受室を設ける。なお、アレルギー対応食使用食材は、通常献立使用食材とまとめて搬入される。」は、アレルギー対応食使用食材の荷受室を独立して設けなくても良い。との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。 アレルギー対応食使用食材の動線については、下処理・切裁までは通常献立との共有を可とします。コンタミリスクに配慮したうえで、効果的な施設計画をご提案ください。
43	要求水準書(案)	検収・下処理 ゾーン 冷蔵庫(室)	22	2	(4)	カ	(チ)	a	(e)	a.検収・下処理ゾーン (e) 冷蔵庫(室)①肉・魚加工品冷蔵庫、②肉・魚冷蔵庫、③野菜・果物・他加工品冷蔵庫、④根菜類冷蔵庫、(f) 冷凍庫(室)①肉・魚加工品冷凍庫、②野菜・加工品冷凍庫に区分する食材の例を挙げていただくことは可能でしょうか、冷機器能力を検討する上で参考としたいため、ご教示ねがいます。	(e)①ウインナーなどの肉魚加工品等②牛肉などの精肉、鮮魚等③キャベツなどの青果物等④じゃがいもなどの泥付き根菜類等を想定しています。また、その他加工品として豆腐や練り製品、調理用牛乳等を想定しています。 (f)①ハンバーグなどの肉魚加工品等、②グリーンピースなどの野菜・加工品等を想定しています。
44	要求水準書(案)	検収・下処理 ゾーン 下処理室	22	2	(4)	カ	(チ)	a	(h)	「微酸性電解水等」は全てのレーン及び水栓への対応が必要でしょうか。	非加熱で提供する食材を扱うレーンの3槽目を想定しています。それ以外については事業者の提案に委ねます。
45	要求水準書(案)	調理ゾーン 野菜切裁室	23	2	(4)	カ	(チ)	b	(a)	野菜切裁室とありますが、こちらは室ではなくスペースでの提案でもよろしいでしょうか。	No.23の回答をご確認ください。
46	要求水準書(案)	調理ゾーン 野菜切裁室	23	2	(4)	カ	(チ)	b	(a)	施設の有効活用のため、切裁コーナーとして調理室に設ける計画としてよろしいでしょうか。	No.23の回答をご確認ください。
47	要求水準書(案)	調理ゾーン 果物切裁室	23	2	(4)	カ	(チ)	b	(b)	果物切裁室とありますが、こちらは室ではなくスペースでの提案でもよろしいでしょうか。	「不可」とします。非加熱の食材を提供することは通常の調理に比べ高度な衛生管理が必要と考えるため、室での運用を想定しています。

No	資料名等	項目	該当箇所							質問	回答
			頁	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)		
48	要求水準書(案)	調理ゾーン 和え物準備室	23	2	(4)	カ	(チ)	b	(e)	和え物準備室とありますが、こちらは室ではなくスペースでの提案でもよろしいでしょうか。	No.25の回答をご確認ください。
49	要求水準書(案)	調理ゾーン 和え物準備室	23	2	(4)	カ	(チ)	b	(e)	b.調理ゾーン (e) iii「和え物調理室で使用する器具を洗浄するための所要の仕様・設備を整える」とございますが、プラスチック等大きな調理用品類は、器具洗浄室での洗浄も可能でしょうか。	衛生的に運用できれば可能とします。
50	要求水準書(案)	調理ゾーン 和え物準備室	24	2	(4)	カ	(チ)	b	(e)	b.調理ゾーン (e)和え物準備室、iv「炒め物・汁物等に使用する食材を加熱、冷却し、煮炊き調理室に送る場合があることも想定した諸室配置とありますが、調理例を挙げていただくことは可能でしょうか。	岡山ずしのさやえんどうなど、和え物準備室で加熱、和え物調理室で冷却したものを煮炊き調理室で他の具材と混ぜたのち、配缶されることを想定しています。
51	要求水準書(案)	調理ゾーン アレルギー専用調理室	24	2	(4)	カ	(チ)	b	(h)	b.調理ゾーン (h)アレルギー専用調理室、vi「アレルギー対応食を事前に調理、保存しておき、提供当日に再加熱し、専用容器に配膳できる設備を整える」とございますが、①本施設でのアレルギー調理150食は、全てを再加熱対応と検討すべきでしょうか。②再加熱用の食材は本施設にて調理・保管したものを使用すると想定されておりますでしょうか。室内の調理設備検討(アレルギー調理エリア以外に専用スペースを必要とするのか、など)に活用したいと考えております。	P24 2 (4)カ(チ) b (h)vi「アレルギー対応食を事前に…」とありますが、「アレルギー代替食」の誤りです。要求水準書を訂正します。 ①乳・卵の除去食については、当日調理当日提供の想定をしています。代替食については、前日までの調理、提供当日の再加熱を想定しています。 ②ご理解のとおりです。
52	要求水準書(案)	調理ゾーン アレルギー専用調理室	24	2	(4)	カ	(チ)	b	(h)	『vi.アレルギー対応食を事前に調理、保存しておき、提供当日に再加熱し専用容器に配膳できる設備を整える』とありますが、アレルギー対応食を当日調理し、提供することはないとの理解でよろしいでしょうか。	No.51の回答をご確認ください。
53	要求水準書(案)	その他の区域 添物用 荷受・検収室	25	2	(4)	カ	(チ)	e	(a)	添物用荷受・研修室は検収・下処理ゾーンに配置することは可能でしょうか。	(研修室を検収室と読み替えて回答します)可とします。ただし、荷受に必要なスペースや間口の数が必要になると想定しています。
54	要求水準書(案)	その他の区域 添物用仕分室	25	2	(4)	カ	(チ)	e	(b)	e.その他の区域 (b)添物用仕分室、「適切な温度で保管、配缶する」とございますが、冷蔵庫、冷凍庫などの冷機器を設置する必要はございますでしょうか。	添加物はふりかけ、ジャム、チーズ、冷菓などを想定しています。適切な温度で保管、配缶する手法は事業者の提案に委ねます。
55	要求水準書(案)	洗浄ゾーン 重汚物 特別洗浄室	25	2	(4)	カ	(チ)	c	(d)	施設の有効的な活用のため、汚染食器を洗浄する場所は通常時は独立した部屋とはせず、汚染食器発生時にパーテーション等で区分けする計画とでもよろしいでしょうか。	No.30の回答をご確認ください。
56	要求水準書(案)	倉敷市 専用部分 来客・市職員用 玄関	26	2	(4)	カ	(イ)	a	(a)	「来客・市職員室玄関」について「出入口は密閉できる構造であり、自動開閉式の扉等を設置するなど～」とありますが「密閉」については「密閉度の極力高い構造」という理解で良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
57	要求水準書(案)	倉敷市 専用部分 来客・市職員用 玄関	26	2	(4)	カ	(イ)	a	(a)	「来客・市職員室玄関」について「来客用の下足箱(30足分)」とございますが、児童の見学受入は予定されていますでしょうか。	児童の見学受け入れは想定していません。
58	要求水準書(案)	倉敷市 専用部分 会議室	27	2	(4)	カ	(イ)	a	(e)	「ウェブ会議システムを設ける」とありますが、インターネット回線については自治体にて準備という理解でよろしいでしょうか。	インターネット回線は事業者側で準備してください。また、ウェブ会議システムにかかる通信費用は事業者側の運営費に含まれます。
59	要求水準書(案)	倉敷市 専用部分 備蓄用倉庫	28	2	(4)	カ	(イ)	a	(g)	備蓄用倉庫への備蓄品購入費の中に、初期調達分含め4回の調達と記載があります(P28) 一方では、アルファ化米等については保存年限等に留意しローリングストックにより事業者負担で更新を行うとの記載もありますが(P69)備蓄品購入負担区分の詳細な明記をお願いいたします。 また、備蓄品は当案件調理場内に保管するとの事でしょうか。	備蓄品は初期調達分含め4回分は事業者負担となりますが、それ以上の使用による補填分、追加分については市負担です。 後段についてはご理解のとおりです。

No	資料名等	項目	該当箇所						質問	回答	
			頁	1	(1)	ア	(ア)	a			(a)
60	要求水準書(案)	倉敷市 専用部分 備蓄用倉庫	28	2	(4)	カ	(イ)	a	(g)	a.倉敷市専用部分(g)備蓄用倉庫、P.12主要諸室区域区分(表2-2)には記載がないお部屋ですが、計画に含まれるのでしょうか。含まれる場合は、倉敷市専用部分に配置といたしますでしょうか。御確認願います。	区域については事業者の提案に委ねます。要求水準書P.12及びP.28を修正します。
61	要求水準書(案)	冷凍庫・冷蔵庫	30	2	(3)	キ	(イ)	b	(a)	プレハブ冷蔵庫・冷凍庫の外装は一般的に普及しているパネル鋼板でよいでしょうか	事業者の提案に委ねます。
62	要求水準書(案)	調理・加工機器 回転釜	31	2	(4)	キ	(イ)	c	(a)	c.調理・加工機器(a)回転釜、vii「献立や各学校への配送計画に合わせた釜割りができるよう、」とございますが、配送校の献立区分をご教示をお願いします。	2献立で4品(汁物・煮物・炒め物等)以上が作れる釜数を想定しています。あわせてNo.9の回答もご確認ください。
63	要求水準書(案)	調理・加工機器 揚物機	31	2	(4)	キ	(イ)	c	(b)	c.調理・加工機器(b)揚物機、iv「手作りメニューによっては、大豆やいりこ等の小さなものを揚げる場合や～」とございますが、連続式揚物機で行う方法(ネットをあげて食材をセットしたかごを流して連続的に上げる)でよろしいでしょうか。中央調理場、山陽調理場の状況を踏まえ、ご要望をお伺いいたします。ご教示いただけると幸いです。	機器の選定や調理の方法については事業者の提案に委ねます。
64	要求水準書(案)	食器洗浄機	32	2	(4)	キ	(イ)	d	(a)	「自動給水装置・自動温度調節装置付きで、食器・食具・食器カゴ等が自動洗浄可能な機種とする。」と記載がありますが、食具は食器洗浄機以外の洗浄方法でもよろしいでしょうか。	事業者の提案に委ねます。
65	要求水準書(案)	コンテナ洗浄機	32	2	(4)	キ	(イ)	d	(c)	「エアブローや加熱などにより、水滴が確実に除去できる機器とする。」と記載がありますが、コンテナ洗浄機だけでは、水滴を確実に除去することはできないため、運用にて、スクレーパーなどを使用し水滴を除去する方法でもよろしいでしょうか。	事業者の提案に委ねます。
66	要求水準書(案)	表2-3 各室での 主要調理機器 等	32	2	(4)	キ	(ウ)			表2-3 野菜切裁室で容器洗浄機とありますが、非汚染作業区域内での容器洗浄機(器具洗浄機)と解釈してよいでしょうか。	ご理解のとおりです。非汚染作業区域での器具類は非汚染作業区域での洗浄を想定しています。運営計画等に応じて必要な設備をご提案ください。
67	要求水準書(案)	表2-3 各室での 主要調理機器 等	33	2	(4)	キ	(ウ)			「パススルー消毒保管庫(食缶用)」と記載がありますが、運用に支障がなければ、片面式でもよろしいでしょうか。	「可」とします。
68	要求水準書(案)	表2-3 各室での 主要調理機器 等	33	2	(4)	キ	(ウ)			表2-3 洗浄室でパススルーの消毒保管庫とは洗浄出口であるコンテナ室内と各調理室間のことと解釈してよいでしょうか。	ご理解のとおりです。あわせてNo.67の回答もご確認ください。
69	要求水準書(案)	表2-3 各室での 主要調理機器 等	33	2	(4)	キ	(ウ)			表2-3 各室での主要調理機器等 和え物準備室、高速度ミキサーをございますが、使用用途、処理量をご教示をお願いします。	和え物のタレなどを攪拌することを想定しています。処理量については参考資料8をご確認ください。
70	要求水準書(案)	調理機器等の 設置	33	2	(4)	キ	(エ)	b	(a)	「回転釜は、同日の調理作業において、釜を洗浄して二度調理に使用するなどのいわゆる二回転調理や使い回しなどが無いよう十分な数を設置する。」と記載がありますが、和え物ボイル、和え作業に使用する回転釜は、衛生的に使用できれば、二回転以上の使用を行ってもよろしいでしょうか。	同一献立及び同一食材の調理に限り可能とします。
71	要求水準書(案)	事前調査業務 及び その関連業務 業務内容	34	2	(6)	イ	(ウ)			市の既済調査とありますが、近隣の影響建物に対して、家屋調査の事前調査を市で実施済との解釈で宜しいでしょうか。また、事業者で家屋調査の事後調査を実施すれば宜しいでしょうか。	家屋調査は実施していません。事前・事後とも事業者で行ってください。
72	要求水準書(案)	着手前の 業務内容 各種申請業務	36	2	(8)	ア	(ア)			建築確認などの許認可申請は、民間の審査機関へ提出しても宜しいでしょうか。	「可」とします。

No	資料名等	項目	該当箇所						質問	回答	
			頁	1	(1)	ア	(ア)	a			(a)
73	要求水準書(案)	着手前の業務内容 各種申請業務	36	2	(8)	ア	(ア)			建築確認の提出時に、新設道路の編入及び西側道路の拡幅が間に合わないと思われます。本施設建設のための想定敷地面積約8,770㎡を敷地として、建築確認を提出すれば宜しいでしょうか。上記のような観点から、新設道路整備業務を別業務として、先行して、発注して頂けないでしょうか。	前段について、建築指導課や申請機関等と協議してください。 後段については原案のとおりとします。
74	要求水準書(案)	着手前の業務内容 各種申請業務	36	2	(8)	ア	(ア)			本施設建設のための想定敷地面積 約8,770㎡には、敷地内に高低差がありますが、水路の南側敷地に高さを合わせて、盛土して、整地した場合、開発許可申請は必要でしょうか。また、水路の用途廃止が必要と思われるので、用途廃止には、不測の日数を要する場合がありますので、市で先行して、用途廃止を実施して頂けないでしょうか。	開発許可申請の可否については開発指導課にお尋ねください。 水路については既に所管換えが終わり、用途廃止等の手続きは必要ないことを確認しました。参考資料2 敷地範囲図を修正します。
75	要求水準書(案)	表2-6 食具仕様一覧	39	2	(10)	イ	(ア)			スプーン及びフォークは、同日に使用することは想定されていますでしょうか。	1献立内でのスプーン及びフォークの併用はしませんが、2献立では同日使用が想定されます。
76	要求水準書(案)	表2-5 食器仕様一覧	40	2	(10)	イ	(イ)			表2-5 パン提供の日はボウルは使用しない想定でしょうか。	パン提供の日もボウルは使用します。主食もすべて食器に入れて配膳します。
77	要求水準書(案)	コンテナ	40	2	(10)	ウ	(イ)			献立に応じて添物(ふりかけ、ジャム、チーズ、冷菓等)について、コンテナへの積み込みスタイルは食缶ではなく、袋に学校・クラス・人数等を記載した上でコンテナ内の積込は問題ないでしょうか？または、別の方法をお考えでしょうか。	冷果とは、個包装の冷凍果物やデザートを想定しています。 冷菓については、おかずが2品以下の場合、角型二重食缶に入れてコンテナに積み込む想定です。冷果以外については袋での配送で問題ありません。
78	要求水準書(案)	コンテナ	40	2	(10)	ウ	(イ)			「～献立に応じて添物(ふりかけ、ジャム、チーズ、冷菓等)を積載する」とございますが、添物入れの仕様はどのようにお考えでしょうか。またその容器は、倉敷市、事業者どちらの区分となりますでしょうか。	No.77の回答をご確認ください。 容器については事業者の区分となります。
79	要求水準書(案)	その他運営に必要な備品等	40	2	(10)	エ	(ウ)			「アレルギー対応食の配食容器や配食容器及び食器等を格納する配送用BOXを調達する」とございますが、中央調理場、山陽調理場の状況を踏まえ、仕様等ご教示をお願いします。	アレルギー対応食は、1献立当たり最大2品で、個人別にアレルギー対応の料理とアレルギー対応食用の食器を1セットにして、配送用ボックスに格納し、配送することを想定しています。 仕様等については事業者の提案に委ねます。
80	要求水準書(案)	学校配膳室改修業務	40	2	(11)					学校配膳室改修業務において、過去に実施されているアスベスト調査結果資料等をご教示頂けないでしょうか。	提供できる資料はありません。 レベル1のアスベストは基本的に撤去済みですが、レベル2、レベル3については未調査です。改修に必要なアスベスト調査については業務範囲に含むものとします。なおレベル3の対応費用については本業務内で見込んでください。
81	要求水準書(案)	学校配膳室改修業務	40	2	(11)		(オ) (ネ)			改修校の学校配膳改修業務内容の留意事項の記載がございますが、各校の改修内容は参考資料9を正と考えるとよろしいでしょうか。	参考資料9は、要求水準書P.40の(11)学校配膳室改修業務の内容を補足する位置付けです。
82	要求水準書(案)	近隣対応・対策業務	43	2	(12)					貴市は本事業の近隣説明を行っていますか。	現時点での説明は限定的ですが、今後、近隣住民を対象に説明を行う予定です。
83	要求水準書(案)	近隣対応・対策業務	43	2	(12)		(ア)			近隣対応・対策業務に関して、施工前の工事説明や施工中の工事に起因する近隣対応は施工者の範疇として実施予定ですが、それ以外の本事業に関する計画説明等は行政側のご対応という認識でよろしいでしょうか？	本事業はPFI-BTO方式のため、事業の実施主体は事業者となりますが、市は発注者として必要に応じて協力します。
84	要求水準書(案)	災害時の対応	44	3	(2)	イ				災害時に係る費用等は、貴市の負担との理解でよろしいでしょうか。	発生した損害等に関しては実施方針P.19の表1「リスク分担表(案)」の共通・不可抗力リスクに示すとおりです。
85	要求水準書(案)	調理リハーサル	45	3	(2)	カ				調理リハーサルについて記載がありますが、開業準備中の試食会について何回・何食程度の実施を計画していますか？もしくは、事業者提案で宜しいでしょうか。	開業準備中の調理リハーサルの実施回数および食数、試食会の開催については、事業者の提案に委ねます。また、それに係る費用は事業者負担とします。

No	資料名等	項目	該当箇所							質問	回答
			頁	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)		
86	要求水準書(案)	広報資料の作成	45	3	(2)	サ	(ア)			広報資料に関しては調理風景の撮影などもあるため開業準備期間以降での提出をご了承いただけますでしょうか。	「可」としますが、調理場の開業を周知するために、事前に資料の一部提供を依頼することも想定しています。
87	要求水準書(案)	業務従事者の要件等	48	4	(1)	ウ	(ア)			維持管理業務責任者を選任し・・・有資格者を配置すると記載があります。資格内容の提示をお願いいたします。	提案する設備や業務内容によって必要な資格が異なりますので、法令等を確認ください(例えば電気主任技術者やボイラー技士など)。
88	要求水準書(案)	清掃業務留意事項	57	4	(6)	エ	(エ)			牛乳パック等の廃棄物処理について、ビン・パックと記載がありますがそれぞれ想定されている処理方法をご教示ください。また、児童・生徒様でどこまで行っていただける予定でしょうか。	牛乳パックは、各学校が潰して袋にまとめた牛乳パックを事業者が回収する想定です。飲みかけや未開封の牛乳は、1つの容器に回収後、事業者が回収する想定です。牛乳ビンで納品の学校については、牛乳業者がビン及び飲み残しを回収する想定です。
89	要求水準書(案)	表5-1 業務従事者の配置基準	61	5	(1)	ウ	(ア)			業務従事者の配置基準の中に、総括責任者(1名)の配置基準記載があります。総括責任者は常駐配置と考えれば良いのでしょうか。	ご理解のとおりです。
90	要求水準書(案)	運営業務会議	64	5	(1)	ス	(ア)			「市職員と以下の会議を行う。」とありますが、出席対象者とミーティング内容をご教示ください。	倉敷市の参加者として、調理ミーティング・衛生ミーティングは栄養士代表、トップミーティングは所長・栄養士代表を想定しています。調理ミーティングは、献立内容や調理方法について、衛生ミーティングは調理場及び受配校の衛生管理について、トップミーティングは運営維持に関することを想定しています。
91	要求水準書(案)	表5-3 給食食材等の納品時間の目安	64	5	(2)	ア	(イ)			表5-3 給食食材等の納品時間の目安 野菜・果物について、当日、前日に分けて納品があるようですが、主な種類をご教示ねがいます。要冷蔵などの仕分けなどもございましたら、ご教示ねがいます。	青果の一部(もやし、きのこ類等)が当日納品で、他は前日までの納品を想定しています。前日納品の野菜・果物については冷蔵保管とします。当日納品の野菜・果物については冷蔵庫の使用は想定していません。
92	要求水準書(案)	給食調理業務	64	5	(3)					給食使用の卵について質問です。今回の給食調理場での卵使用は生卵または液卵使用でしょうか。また、使用用途については両ケースも考えられますが、詳細な内容のご提示をお願いいたします。液卵使用の場合、冷凍液卵使用と考えますが、解凍基準(冷蔵庫解凍、水冷回答等)をお示し下さい。	冷凍液卵の使用を想定しています。冷凍液卵は、当日の流水解凍し、使用直前で冷蔵庫で保管します。
93	要求水準書(案)	調理業務一般事項	65	5	(3)	ア	(ア)	b		地場産食材を活用した献立で使用する地場産食材をご教示ください。	連島ごぼう、連島れんこん等ありますが、現時点で確定できるものではありません。
94	要求水準書(案)	調理業務一般事項	65	5	(3)	ア	(ア)	d		生野菜・果物の非加熱提供の記載があります。今回の給食調理場の中で、どのような生野菜食材を使用する予定でしょうか？	キャベツやトマト、レタスなどを想定しています。
95	要求水準書(案)	調理業務一般事項	65	5	(3)	ア	(ア)	d		生野菜の非加熱提供とありますが、何を提供する予定でしょうか。	No.94の回答をご確認ください。
96	要求水準書(案)	調理業務一般事項	65	5	(3)	ア	(ア)	d		生野菜の処理については、P13表2-2果物切裁室と兼ねる考えでよろしいでしょうか。	「可」とします。事業者の提案に委ねます。
97	要求水準書(案)	配送及び回収時刻等	68	5	(5)	イ	(ア)			「～配送校到着時刻は市が実施する学校配膳室業務の開始時刻以降とする」とございますが、配膳室業務開始時刻をご教示ねがいます。	現時点では未定ですが、現在配膳業務を行っている学校では、1日4時間程度の勤務となっています。業務開始時間は各学校によって異なります。

No	資料名等	項目	該当箇所						質問	回答	
			頁	1	(1)	ア	(ア)	a			(a)
98	要求水準書(案)	残渣等 処理業務	69	5	(6)	ア	(ア)			『残食(牛乳を含む)』とありますが、牛乳の処理について質問です。 今回、P42表2-8牛乳関連備品にあるように、配送形態がビンとバックがあるかと思いますが、ビン牛乳について残った牛乳の処理と回収方法。バック牛乳の残った牛乳の処理と回収方法について、学校側で処理が行われるのか？それとも共同調理場に回収されるのか、それぞれお教えください。また、バックの処理についてもお教えください。	No.88の回答をご確認ください。
99	要求水準書(案)	調理備品等 更新業務	69	5	(7)		(イ)			備蓄用倉庫への備蓄品購入費の中に、初期調達分含め4回の調達と記載があります(P28) 一方では、アルファ化米等については保存年限等に留意しローリングストックにより事業者負担で更新を行うとの記載もありますが(P69)備蓄品購入負担区分の詳細な明記をお願いいたします。 また、備蓄品は当案件調理場内に保管するとの事でしょうか？	No.59の回答をご確認ください。
100	要求水準書(案)	配送車両 調達業務	69	5	(8)	ア				事業期間終了後、配送車の所有権は貴市に移行しますでしょうか。	現時点で配送車の所有権が市に移行することは想定していませんが、契約に基づき、一部買い取りや有償での承継を行う場合も考えられます。
101	要求水準書(案)	配送車両 維持管理業務	69	5	(8)	イ	(ア)			配送車に係る賠償保険の付保、について、保険内容(保障内容)の具体的な内容・金額について規定等あればご教授願います。	事業者の提案に委ねます。
102	要求水準書(案)	アレルギー 対応食提供 配送業務	71	5	(11)	ア	(ウ)	c		アレルギー対応食提供の配送業務にアレルギー対応の料理とアレルギー対応用の食器を1セットにして配送用BOX等に格納して配送する。なお、アレルギーを含まない料理は食缶での配送とし、個別の配膳は行わないと記載されています。 アレルギー対応食の児童生徒様用のアレルギー専用容器(1名分セット)に1日の献立内容をすべて配缶(配食)するのではなく、各児童生徒様のアレルギー食材に係る献立のみをアレルギー専用容器に格納して配送するとの考え方でしょうか？この文面内容からは判断に困惑していますので、ご教授願います。	ご理解のとおりです。各児童生徒のアレルゲン食材に係る料理と食器をアレルギー専用容器に格納して配送することを想定しています。
103	要求水準書(案)	アレルギー 対応食提供 配送業務	71	5	(11)	ア	(ウ)	c		アレルギー対応食は1献立当たり最大2品とありますが、乳と卵どちらも使用する献立も考えておりますでしょうか。	できるだけアレルゲンが重ならない献立作成していますが、今後対応品目を増やした場合、複数の除去食対応等が必要な児童生徒が増える可能性があります。 最大調理品数については現時点では1献立あたり最大2品を想定しています。
104	要求水準書(案)	業務従事者の 健康管理 ・衛生管理等	72	5	(11)	ウ	(イ)			業務従事者の検便検査についてご確認いたします。 検便検査項目の中に腸管出血性大腸菌検査項目が明記されていますが、検査内容についてはペロ毒素の強い検査項目を実施すれば良いのでしょうか(0-157、0-11、0-26、0-121、0-145等) または、必須の項目があればご提示ください。	検査内容については、ペロ毒素産生が疑われる菌について検査を想定しています。
105	要求水準書(案)	調理ゾーン アレルギー 専用調理室	24	2	(4)	カ	(チ)	b	(h)	卵アレルギー対応の場合、普通職の調理中に卵を入れる前に一杯取り置き、除去食として提供することは可能ですか。	「不可」とします。

実施方針等に係る質問書に対する回答

■参考資料

No	資料名等	項目	該当箇所								質問	回答
			頁	1	(1)	ア	(ア)	①	a)			
1	参考資料 2	敷地範囲図									敷地のCADデータのご提供を予定されていますでしょうか。	追加でCADデータを公表します。
2	参考資料 2	敷地範囲図									敷地範囲図をそのまま、敷地図として、配置計画及び配置図を作成するとの解釈で宜しいでしょうか。(北側道路、西側道路は、特定後、設計を行い、敷地図、配置図に反映する。)	ご理解のとおりです。
3	参考資料 2	敷地範囲図									参考資料2・敷地範囲図に示されている、北側新設道路には、619-3番の用地は含まれないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
4	参考資料 2	敷地範囲図									参考資料2・敷地範囲図に示されている、北側新設道路の線形について、座標等提示があるのでしょうか。	北側新設道路の線形については参考です。事業者にて線形を計画し、必要に応じて座標化してください。
5	参考資料 2	敷地範囲図 西側道路 断面図									西側道路の電柱移設と既存道路改修は不要とありますが、今回の事業範囲は歩道幅、歩車道境界設置、エプロン設置、歩道AS舗装新設までと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
6	参考資料 3	既存施設一覧									既存施設一覧にある建物すべて解体撤去との解釈で宜しいでしょうか。また、既存建物のアスベスト調査、PCB調査、解体設計は必要でしょうか。解体設計及び解体工事に関する要求水準をお示しください。	前段についてはご理解のとおりです。後段については、既存建物のアスベストは調査済みです。新たに分析調査を行う必要はありませんが、大気汚染防止法に基づく事前調査は別途必要です。また、PCB調査は必要、解体設計は不要です。要求水準書(案)の質問No.1の回答もあわせてご確認ください。 ※アスベスト調査資料を公表します。件名に「玉島・資料請求」、本文に会社名・氏名・連絡先を記入の上、倉敷市保健体育課 schhlt@city.kurashiki.okayama.jp までメールを送信してください。
7	参考資料 3-1	既存施設に関する資料									参考資料3-1に示されている各施設の基礎杭も撤去対象でしょうか。	ご理解のとおりです。
8	参考資料 3-1	既存施設に関する資料									解体・撤去後、参考資料3-1に示されている新設道路の北側用地は、工事中使用できますか。	使用可能です。
9	参考資料 3-2	既存備品に関する資料									参考資料3-2に示されている備品台帳に記載されている物は書画等を含めてすべて撤去・処分の対象でしょうか。	ご理解のとおりです。また参考資料3-2の備品台帳に示すもの以外に残置されているものは、すべて撤去・処分の対象です。
10	参考資料 5	地盤調査結果									地盤調査結果ですが、他、採取位置、レベル、地盤構成資料等の他資料を頂くことは可能でしょうか。	地盤調査については、既に公表しているもの以外に提供できる資料はありません。
11	参考資料5	地盤調査結果									参考資料5 地盤調査結果についてですがボーリング位置が不明確の上、かなり広域での調査資料かと思われます。また場所によって想定支持層の深さかなりばらつきがあり設計を検討する上で、コストおよび工程に影響がでる可能性があります。それでもう少し詳細な調査資料(玉島高等学校および玉島学校給食共同調理場建設時の地質調査資料等)を公表していただくことは可能でしょうか。	No.10の回答をご確認ください。

No	資料名等	項目	該当箇所							質問	回答
			頁	1	(1)	ア	(ア)	(1)	a)		
12	参考資料6	特別支援学校								参考資料6 学校別生徒児童一覧表(令和6年5月1日現在)より、沙美小学校、穂井田小学校、呉妹小学校、黒崎中学校の4校は特別支援学校生徒・児童数が0人なので、特別支援学級分の学級数を+1追加する必要はないとの認識でよろしいでしょうか。	参考資料6はあくまで現時点での学級数ですので、当該4校についても特別支援学級分の学級数を1追加してください。
13	参考資料9	学校配膳室の改修計画概要								改修される学校の平面、CADデータのご提供を予定されていますでしょうか。	改修する学校の図面を追加公表します(件名に「玉島・資料請求」、本文に会社名・氏名・連絡先を記入の上、倉敷市保健体育課 schhlt@city.kurashiki.okayama.jp までメールを送信してください)。CADデータの有無は学校によって異なります。
14	参考資料9	学校配膳室の改修計画概要								現在中央調理場、真備調理場からの配送校は、どのようなコンテナで配送されているのでしょうか。	中央は食器:W1520×D850×H1500、食缶:W1520×D800×H1500(扉折畳み式)、真備は食器・食缶を混載し、W1280×D770×H1540とW1530×D770×H1540の2サイズを学級数に応じて使い分けています。本事業の配送対象校の配膳室にコンテナが入るか等の検討は必要ですが、現在のコンテナサイズを踏襲する必要はありません。

実施方針等に係る質問書に対する回答

■その他

No	資料名等	項目	該当箇所							質問	回答
			頁	1	(1)	ア	(ア)	①	a)		
1	その他	児童・生徒数の推移								現在の0歳児から6歳(7歳)時の児童数と今後15年間の児童・生徒数の予測推移のご提示をお願いいたします。	具体的にお示しできる資料はありません。本事業にあたっては、倉敷市人口推計業務報告書(平成27年3月)をもとに検討しています。
2	その他									今回、解体する既存建物ですが石綿含有建材およびPCB含有機器等があれば資料開示をしていただけないでしょうか。また本事業でアスベスト調査、PCB含有調査は本事業に含まれるのでしょうか。	参考資料の質問No.6の回答をご確認ください。基本的にはPCBは含有されていない想定ですが、調査は本事業の中で実施してください(提供可能な資料はありません)。
3	その他									近隣との協定等で工事車両が通行できない箇所はございますでしょうか。	近隣との協定等で工事車両が通行できない箇所は、現段階ではありません。